都市計画市民会議資料

30.2.22

建設部都市政策課

平成29年度 第3回松本市都市計画策定市民会議

日 時:平成30年2月22日(木)

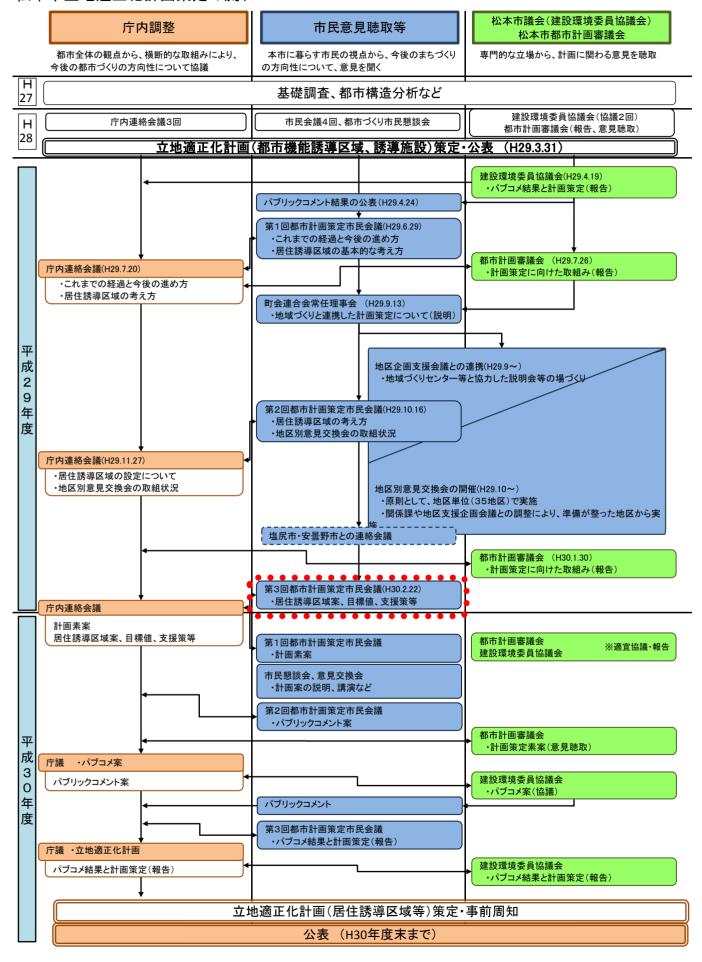
午後2時30分から

場 所:本庁舎3階 第一応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
 - (1) 居住誘導区域の設定について
 - (2) 計画の推進に向けて
 - (3) 地区別意見交換会の取組状況と活用方法について
- 4 その他
- 5 閉 会

松本市立地適正化計画策定の流れ



平成29年度 第3回松本市都市計画策定市民会議

目 次

1 居住誘導区域の設定	
(1) STEP1 居住の誘導に適さない区域を除外	
(2) STEP2 一定の利用者(人口密度)を維持する区域の	検討3
(3) STEP3 追加する区域	5
ア 基盤施設を面的に整備した区域	£
イ 都市機能誘導区域の徒歩圏で一定の人口密度を有する	<i>ヹ城</i>
(4) STEP4 区域境界の確定	8
2 計画の推進に向けて	
(1) 目標値の設定	
ア 目標人口密度の集計単位(エリア)	
イ 誘導状況を把握するための目標	
(2) 誘導施策	14
ア 都市再生特別措置法に基づいて行う誘導	
イ 国等が直接行う誘導	
ウ 本市が独自に講じる施策	
(3) 効果指標の設定	
(4) 計画の評価と見直し	
3 地区別意見交換会の取組状況と活用方法について	
(1) 取組状況	
(2) 現時点での主な意見	
(3) 意見等の活用イメージ	21
(4) 松本市立地適正化計画の改訂案	22

1 居住誘導区域の設定

会議意見等を踏まえ、区域を再検討しました。

- 居住誘導区域の面積が広すぎないか
- ⇒人口の減少を前提とした区域検討
- 機能等を持続できる人口密度を考慮すべき→人口密度の維持を考慮した区域検討



■ 居住誘導区域の検討のフロー 赤字:変更箇所

前回 今回 STEP O 市街化区域 STEP O 市街化区域 基本区域 STEP 1 市街化区域から居住の誘導に適さない区域を除外しま 市街化区域から居住の誘導に適さない区域を除外しま ①法令等により居住できない区域 ①法令等により居住できない区域 ②災害の危険性の高い区域 ②災害の危険性の高い区域 ③住宅以外の土地利用を図る区域 ③住宅以外の土地利用を図る区域

STEP 2 居住誘導区域のベース

都市機能や公共交通の持続性を高めるため、一定の利用者(人口密度)を維持すべき区域を検討します。

- ①都市機能誘導区域の徒歩圏
- ②主要交通軸の徒歩圏 ---

STEP 2

都市機能や公共交通の持続性を高めるために、一定の利用者(人口密度)を維持すべき区域を検討します。

- → ①都市機能誘導区域
- ->②主要交通軸(駅、<u>主要バス路線バス停)</u>の徒歩圏

区域の絞り込み

STEP 3 地域の特性を踏まえた除外・追加

「除外する区域〕

農地が残存し、宅地化が見込めない区域を除外

- ①農地が多く残存している区域
- ②過去に宅地化を進めたが農地が残存したままの区域 「追加する区域]

既に良好な住環境が形成されている区域を追加し

- ①基盤施設を面的に整備した区域
- ②将来も一定の人口密度が維持される区域

STEP 3

[追加する区域]

既に良好な住環境が形成されている区域を追加

- ①基盤施設を面的に整備した区域
- →②一定の人口密度を有する区域 (都市機能誘導区域から300mの範囲)

人口密度を確認

STEP 4 区域境界の確定

明確でかつ長期間継続して存在する要素で 境界を確定

- ①道路や河川等の地形地物
- ②用途地域界 など

STFP 4

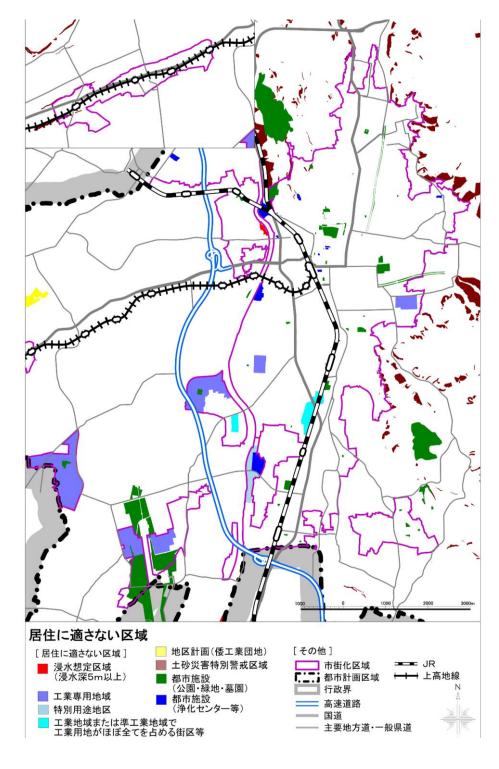
明確でかつ長期間継続して存在する要素で境界を確定

- ①道路や河川等の地形地物
- ②用途地域界 など
- ③まとまった農地を考慮(縁辺部の農地を除外)

(1) STEP1 居住の誘導に適さない区域を除外

市街化区域から居住の誘導に適さない区域を除外します。

種別		具体の区域	
①法令等によ	法令により住宅の建築が制限されている区域	·工業専用地域	
り居住できない区域	条例で住宅が建築できない区域	・特別用途地区 ・地区計画で住宅の立地を制限している地区	
②災害の危険性の高い区域		・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) ・浸水想定区域 浸水深 5m以上	
③住宅以外の土地利用を図る区域		・都市計画施設(公園、緑地、その他) ・工業地域、準工業地域で、 かつ道路又は用途地域境界で囲まれた工業用地	



(2) STEP2 一定の利用者(人口密度)を維持する区域の検討

居住誘導区域は、都市機能や公共交通の持続性を高めるため、人口減少化においても、一定 の利用者(人口密度)を維持する範囲に設定します。

- 都市機能誘導区域を基本とする範囲
- 鉄道駅及び主要バス路線のバス停徒歩圏の範囲

バス路線の特性を 踏まえた検討

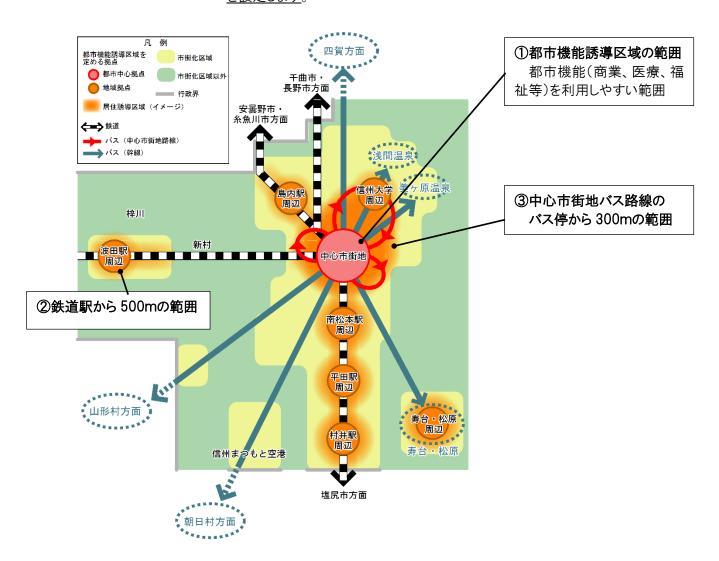
松本市地域公共交通網形成計画※1

※1 参考資料

(1)松本市地域公共交通網形成計画

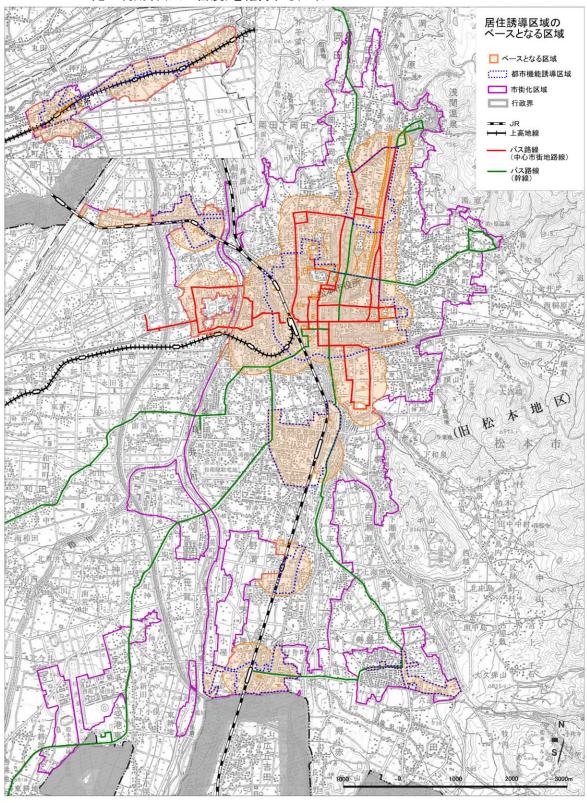
中心市街地路線:中心市街地の移動手段として、特に充実した地域内移動を整備する路線 (信大横田(横田信大)循環線、北市内線、タウンスニーカー)

⇒居住誘導により一定の利用者(需要量)を確保することによって、公共交通事業としてある程度の採算が見込める路線として充実できるように、<u>徒歩圏に居住誘導区域を設定します</u>。



種別	距離の設定条件	
鉄道駅	日常的な徒歩圏の距離であり、健康な高齢者が歩いて到達出来る距離	500m
バス停	バス停に抵抗を感じることなく歩いて到達出来る距離	300m

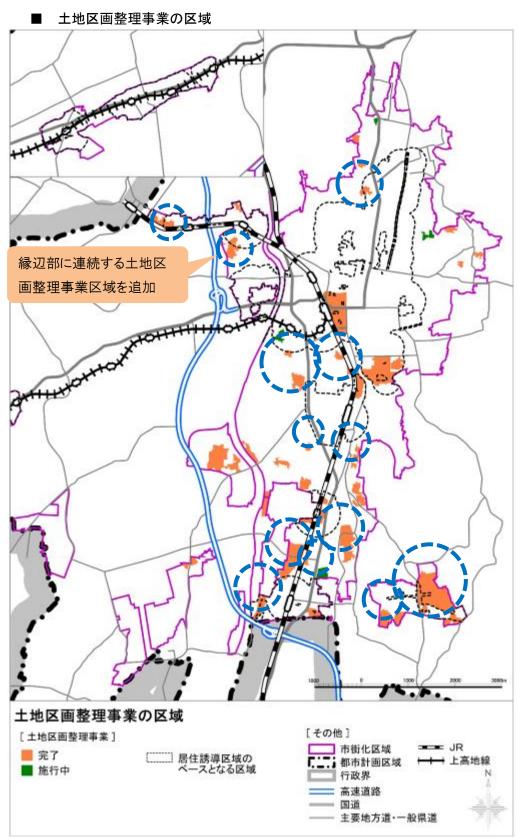
■ STEP2 一定の利用者(人口密度)を維持する区域



(3) STEP3 追加する区域

ア 基盤施設を面的に整備した区域

既に良好な住環境が形成されている区域として、土地区画整理事業が完了又は施行中の区域を居住誘導区域に追加します。

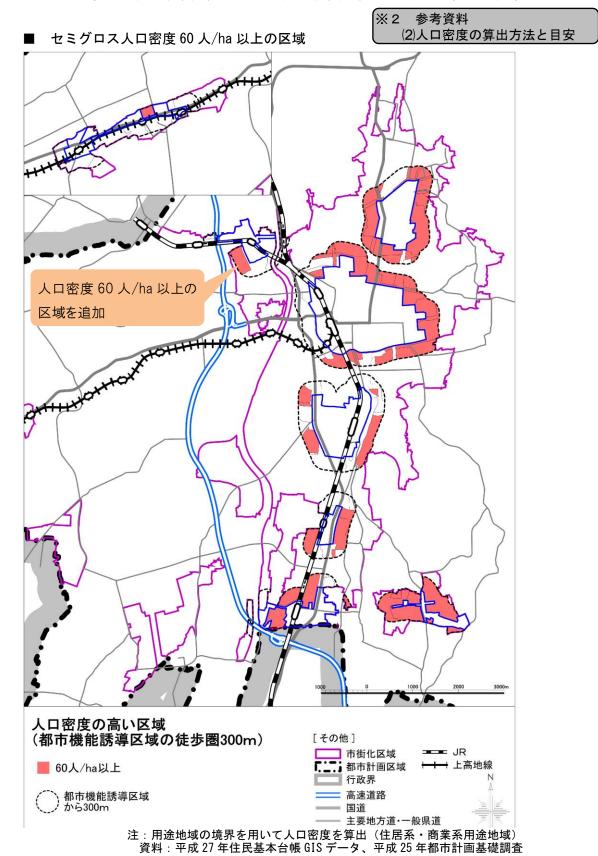


資料:松本市都市計画 GIS

イ 都市機能誘導区域の徒歩圏で一定の人口密度を有する区域

歩いて都市機能等の利用が見込まれる範囲として、都市機能誘導区域の徒歩圏で、一定の 人口密度を有する区域を居住誘導区域に追加します。

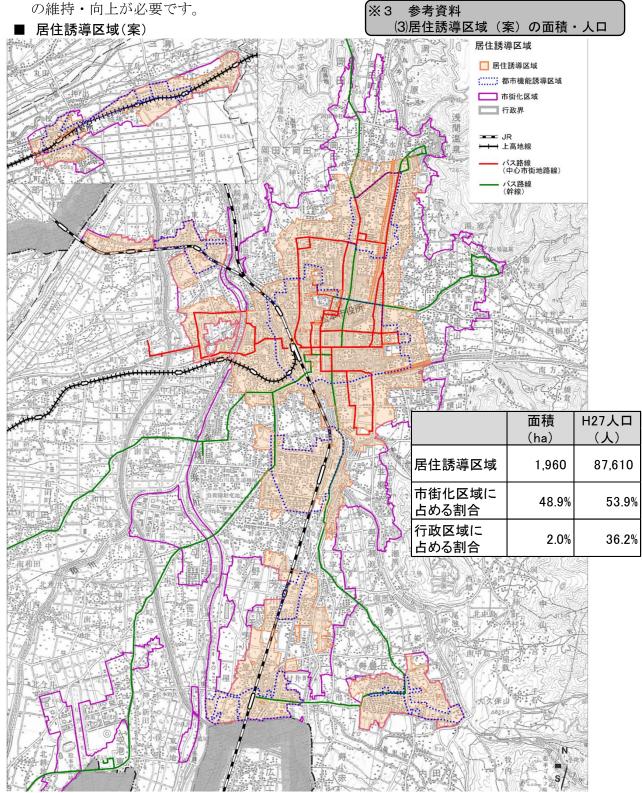
- 都市機能誘導区域を取り囲む 300m の範囲 (徒歩圏)
- 可住地の人口密度(セミグロス人口密度*2)が60人/ha以上の区域



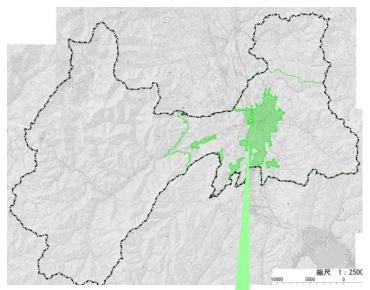
(4) STEP4 区域境界の確定

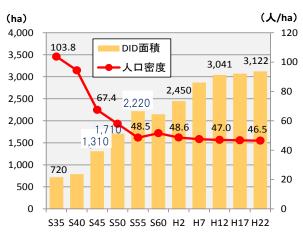
縁辺部のまとまった農地を考慮しながら、地形地物又は用途地域界で区域境界を設定します。

- 区域(案)面積1,960ha^{*}は、市街化区域の48.9%を占めます。この面積は、昭和45年~昭和55年ごろの人口集中地区(DID)面積に相当します。(DID S45:1,310ha、S50:2,220ha、S55:2,150ha)
- 20 年後 (H47)の人口密度**3 (グロス人口密度) は、市街化区域全体で 37.3 人/ha、区域 (案) で 40.4 人/ha まで減少します。都市機能や公共交通等を維持するうえで、人口密度 の## ・ウトボル 東京大



■ 居住誘導区域とその他の区域との関係





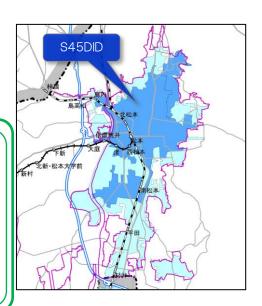
都市計画区域 30,191ha

市街化区域 4,008ha

居住誘導区域(案) 1,960ha 市街化区域の48.9%

都市機能誘導区域 783ha 市街化区域の19.5% 市街化調整区域 26,183ha

> 市街化を抑制 すべき区域



区域	内容	届出・勧告の対象
市街化区域	都市計画法第7条第2項	
	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10	
	年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	
居住誘導	都市再生特別措置法第81条第2項	居住誘導区域「外」において、
区域	都市の居住者の住居を誘導すべき区域 3戸以上の住宅の新領	
		以上の開発等を行う場合
都市機能誘導	都市再生特別措置法第81条第2項	都市機能誘導区域「外」において、
区域	都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設そ	計画に記載した <u>誘導施設を有する</u>
	の他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必	建築物等の建築等を行う場合
	要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する	
	ものをいう。)の立地を誘導すべき区域	

2 計画の推進に向けて

(1) 目標値の設定

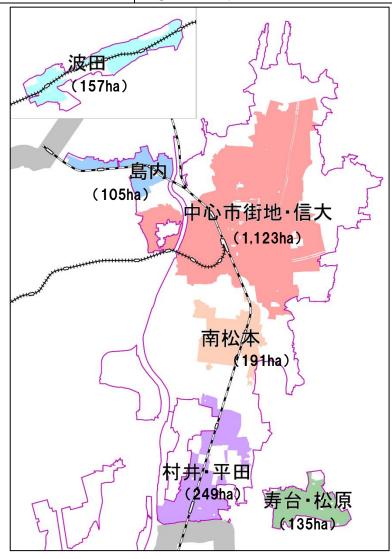
本計画は、将来の都市の姿(おおむね20年後)を展望する計画です。

定期的に都市機能や居住の誘導状況を確認し、取組みの効果を評価したうえで、必要に応じた計画の見直しや施策の改善等を行います。

ア 目標人口密度の集計単位 (エリア)

居住誘導区域全域の目標を設定するとともに、都市機能誘導区域をもとに、区域の連続性 や特性を考慮した6つのエリアの目標を設定します。

	人口密度の集計単位
○都市全体の居住誘導の状況	居住誘導区域全域
○地域ごとの居住誘導の状況(地域の特性や立地条件等に応	すでに設定した都市機能誘導区域をもとに、区域の連続性 や特性を考慮した6つのエリアごとに目標人口密度を設定 ①中心市街地及び信州大学周辺エリア
じた取組みを推進するため)	②南松本駅周辺エリア ③村井駅・平田駅周辺エリア ④島内駅周辺エリア ⑤波田駅周辺エリア ⑥寿台・松原周辺エリア

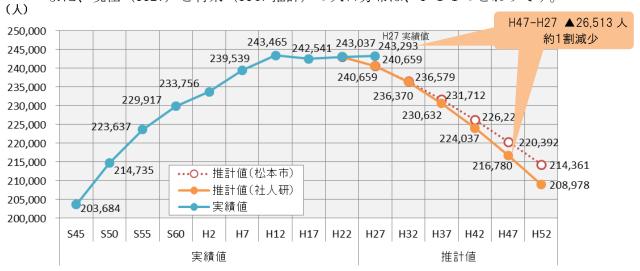


イ 誘導状況を把握するための目標

■ 将来人口

現状のまま推移(すう勢)すると、本市の人口は約1割減少します。

また、現在(H27)と将来(H47推計)の人口分布は、P11のとおりです。



資料 実績値 S45~H27:国勢調査

推計値(社人研):日本の地域別将来人口推計(H25.3推計、国立社会保障・人口問題研究所)

推計値(松本市): 超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計(H27.10、松本市)、人口ビジョン

注 推計値は、いずれも平成22年までの実績値を用いた推計です。

■ 誘導状況を確認するための目標

※4 参考資料(4)人口規模の目安(5)人口密度の目標設定

指標		現況	目標(すう勢値)
都市機能誘導			
都市機能誘導区域内で誘導施設が 増加した区域数		_	全8区域
居住誘導	·~×××		
	居住誘導区域	44.7 人/ha	44.7人/ha[現況維持] (40.4人/ha)
人口密度 **4 (グロス)	①中心市街地・信大	45.9 人/ha	40.9 人/ha[現況維持] (40.9 人/ha)
	②南松本	42.0 人/ha	40.0 人/ha (38.9 人/ha)
	③村井・平田	41.0 人/ha	40.0 人/ha (37.8 人/ha)
	④島内	47.6 人/ha	48.3 人/ha[現況推移] (48.3 人/ha)
	⑤波田	30.8 人/ha	35.0 人/ha (29.0 人/ha)
	⑥寿台・松原	59.0 人/ha	59.0 人/ha[現況維持] (50.8 人/ha)

備考 H47 すう勢が 40 人/ha 以上の場合: H27 人口密度を維持する。(現状維持)

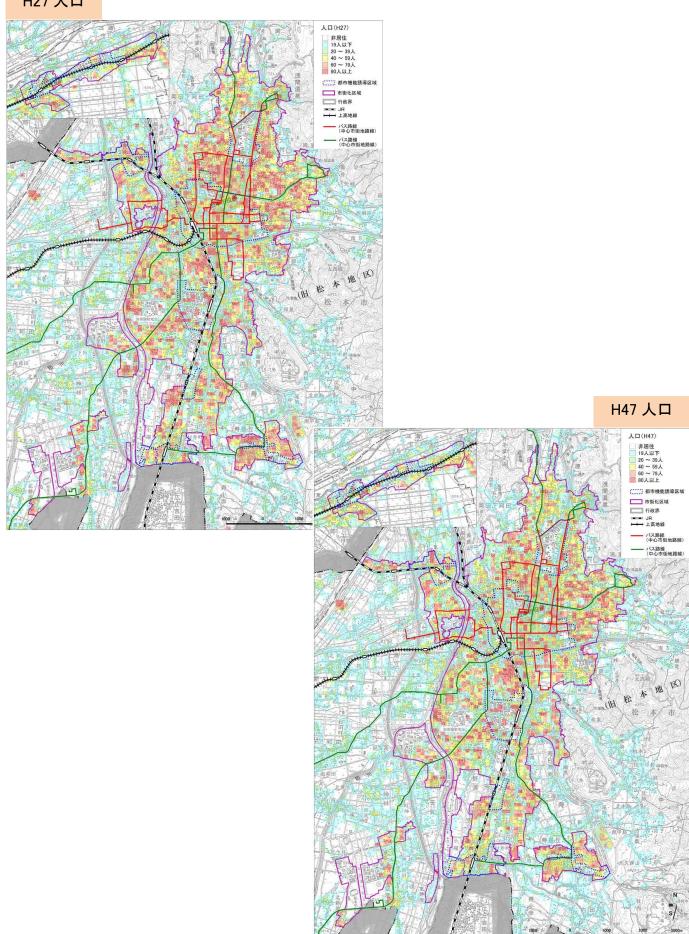
H47 すう勢が 40 人/ha 未満の場合: 40.0 人/ha を目標とする。

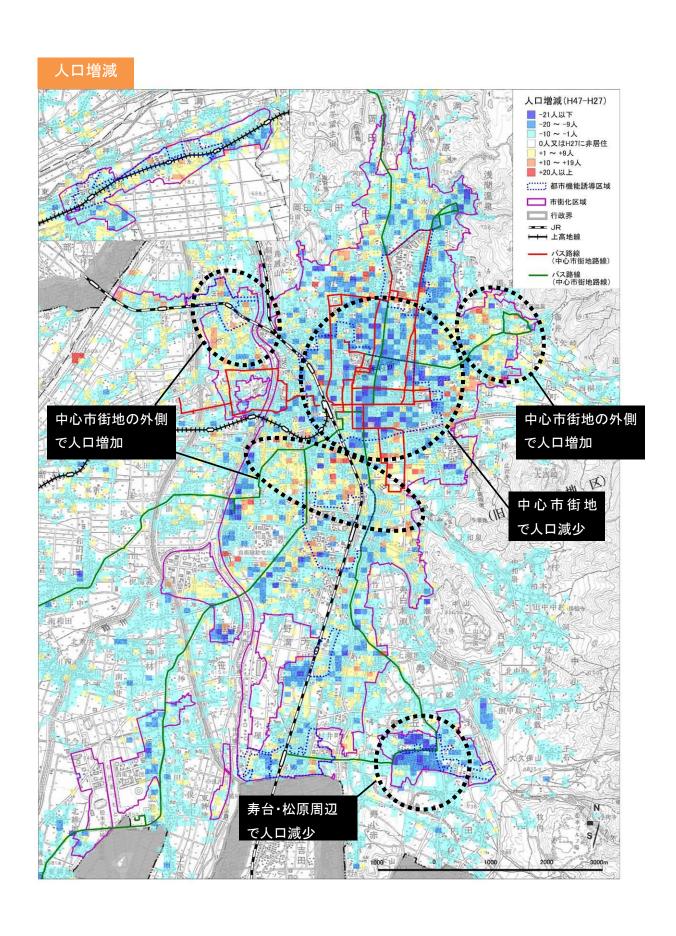
ただし、波田地区は現状の人口密度が低いため、35.0人/haとする。

■ 松本市の人口分布

住民基本台帳のデータなどを活用して、松本市全域を対象として年齢階層別に現在の人口分布の 集計と将来人口の推計を行い、100mメッシュに展開してデータを作成しました。

H27 人口





(2) 誘導施策

居住の誘導に向けた支援策等を検討し、住宅の建築等に際して、区域内への誘導が図られるように取り組みます。

ア 都市再生特別措置法に基づいて行う誘導

(7) 届出・勧告

居住誘導区域外における、一定規模以上の建築等を行う場合は、届出が必要

- a 開発行為
 - 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
 - 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの
- b 建築行為
 - 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(イ) 対応

- a 届出者に対して、税制上、金融上の支援措置などの支援措置などの情報提供
- b 支障が生じると判断した場合、居住誘導区域内への立地や規模縮小、行為の中止等を調整
- c a、b の調整が不調の場合は勧告し、更に必要があるときは公有地等の提供や取得について あっせん等を行う。

イ 国等が直接行う誘導

- (7) 市民緑地・市民農園の整備、緑化事業への補助
- (イ) 公営住宅整備への補助
- (ウ) 居住集約化と併せた施設整備への補助
- (エ) まちなか居住に資する住宅等の整備への出資
- (オ) 住宅金融ローンの引き下げ (フラット 35 地域活性型) など

参考資料

保育所などに改修 3 分 の2補助

国交省 18年度から導入

ュータウンや民間開発の大規 の平均より高齢化率の高い地 以上の団地のうち、各自治体 年度に導入することが21日、分かった。住民の減少や高齢化が進む地域で、お年寄りが暮 らしやすい町づくりを進めるとともに、子育て世帯を呼び込んで活性化につなげる狙い。 ば、国と自治体が原則として改修費の3分の2を補助する制度を、国土交通省が2018 全国に約3千カ所ある5秒 戸建て住宅が並ぶタイプの団地にある空き家を老人ホームや保育所などに転用すれ 「団地」には、二 済成長期に整備された団地の 住宅ばかりが立ち並ぶ形で整 け施設や保育所などがなく、 や訪問介護といった高齢者向 多くは、区画内に老人ホーム

模住宅地も含まれる。今後、 各地の高齢化率などを精査す 活への不安や、子育て世帯か 備された。そのため老後の生 らの不人気ぶりを指摘する声 り独自の補助を上乗せするこ る。さらに自治体の判断によ 問介護事業所、保育所を運営 とも想定する。 治体が3分の1ずつ補助す する事業者などが空き家を改 修する費用について、国と自 新制度は、老人ホームや訪

立地適正化計画と連動した

(H29.12.5 信濃毎日新聞)

空き家取引制度の創設

既存ストック(住宅団地)を活用した官民 連携による住環境の維持・再生 (H30.1.22 信濃毎日新聞)

市街地活性化へ新制

度

空き地

所在地・所有者の情報

民間業者、 NPOなど

1950~70年代の高度経 も出ている。

国交省方針

案を提出する。

会に都市再生特別措置法改正

らすため、買い手を見つける一などに有効活用してもらい、 市の中心市街地などで増加傾一た。住環境の悪化を招く恐れ のが難しい物件の取引を市町 向にある空き地や空き家を減一がある空き物件を商店や公園 やが仲介する制度を2018 りを促す狙い。来年の通常国 国土交通省は4日、地方都一年度にも新設する方針を固め 地域事情に合わせたまちづく 市町村が仲介する 空き地・空き家解消のイメ

市町村

を希望する業者やNPO、

自

一に検討を進めている。

で、与党の税制調査会が、18

引の見込みが低い物件が主な

対象になる見通しだ。

自治体もあるが、

新制度は取

空き家

の取引を手掛けている例もあ一交省は、空き物件解消の取り 自治体やNPOが空き物件 | 軽減策も導入する方向で、国 制度を利用した場合の税負担 商店 待する。 住宅や病院などを集約するコ 構想である「立地適正化計画」 作成したコンパクトシティー 環。仲介の対象は、市町村が ホームページや広報誌で利用 有者情報を集めるとともに、 指定した区域の物件とする。 で、住宅などの集約先として ンパクトシティー政策の一 自治体は物件の所在地や所 新制度は、都市の中心部に 年度税制改正での実現を視野

| るが、一部にとどまっている。 | 組みが全国に広がることを期 | 治会などを募集し、 の売買につなげる。 駐車場といった使い方を想定 する。商店のほか、集会所や 賃貸契約を結ぶことも可能と ない場合は、所有権を残して 得税などを軽減したい考え 土地を活用すれば、不動産取 している。 国交省は、制度を利用して 所有者が土地を手放したく 空き物件 を希望する所有者が登録する 「空き家バンク」を運営する

ņ 安いため不動産業者が買い手 を見つけるのに消極的だった れているケースが多い。 いたりすることから、放置さ したくない」という所有者が 物件は増加する一方、地価が 空き物件の売却や貸し出し 同省によると、地方の空き 「先祖代々の土地で手放

ウ 本市が独自に講じる施策

(7) 既存施策等の活用

現在進めている施策や、今後新たに取り組む施策については、その制度や要綱の活用・ 見直しを検討するなどして、居住の誘導に資する支援策を段階的に充実します。

(都市機能誘導区域と共通)

a 次世代交通政策の更なる推進

松本市次世代交通政策実行計画や松本市公共交通網形成計画に基づき、拠点間を結ぶ公 共交通ネットワークの強化や日常生活を支えるバス路線網の再編、歩行者や自転車利用等 を優先する施策による回遊性の向上等に取り組みます。

b 公有地や公共施設の活用検討

誘導区域内にある公有地については、その土地を活用した誘導施設等の誘導について検 討します。

また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の再編等に当っては、施設の用途に応じて誘導区域内への立地を検討するとともに、再編等によって生み出された空き地や空き施設の有効活用を検討します。

c 空き家等の低未利用地の活用検討

空き家施策等と連携して、空き家や空き地などの低未利用地を活用した誘導施設の立地 や、空き家等の利用促進を検討します。

d 既存制度等の見直し検討

本市においては、商業支援や施設整備等に関わる様々な補助制度や支援策があります。 これら既存制度等について、本計画に配慮した採択要件や評価基準等を検討し、関係部局 が連携して都市機能誘導区域内への誘導に取り組みます。

e 計画を進める上での配慮

社会経済情勢の変化や価値観の多様化に柔軟に対応しながら、持続可能なまちづくりを 進めるため、地域の意見や若者・高齢者などの多様な声を聞きながら、まちづくりに対す る理解や共通認識を深め、計画を推進します。

(居住誘導区域に追加)

f 歩行者空間の充実

松本市次世代交通政策実行計画では、主に中心市街地を対象として、歴史的なまちなみを保全するとともに、市民歩こう運動を推進し、健康のために歩きやすい道路整備の実現を目指しています。

あらゆる人が自由に安心して移動できる空間を創出するため、居住誘導区域においては、 多くの人が利用する施設等にアクセスする道路等を歩行者や自転車が利用しやすい空間 に改善することを、優先的に検討します。

g 居住場所選択の判断材料となる情報の公開

計画に位置付けた誘導施設や子育て施設などの公共公益施設、まちづくりのプロジェクトの取組状況、歩道・自転車のルートや公共交通の運行本数など、転居希望者が居住場所を選択するうえでの判断材料となる情報を整理し、公開することを検討します。

h 居住誘導に向けた金融支援等

他都市の取組み事例を研究し、居住誘導区域への転居者に向けた支援策を検討します。 (例) 住宅金融支援機構 フラット35子育て支援型・地域活性化型

伊那市:田舎暮らしもでる地域事業

飯山市:移住支援住宅建設促進事業

高森町:住宅等に対する固定資産税の課税免除制度

筑北村:空き家改修事業

長岡市:住宅リフォーム支援事業補助金(空家再生タイプ)

富山市:まちなか住宅取得支援事業

公共交通沿線住宅取得支援事業など

市街化調整区域や居住誘導区域外におけるバランスのとれた立地基準等

誘導区域外の区域においても、安心していきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、地区の特色を活かしたバランスの取れた立地基準等、地域づくりや地域包括ケア等の取組みと連携した取組みを検討します。

(3) 効果指標の設定

立地適正化計画及び関連計画の推進によって期待される効果を把握するため、本計画の「計画のねらい」ごとの目標を定めます。

都市の将来像:「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市

計画のねらい:35地区を基盤とする地域づくり

都市の健康寿命延伸と生涯を通じた地域づくり 都市圏の中心としての中心市街地の魅力向上

機能の誘導と連携して、拠点間を結ぶ公共交通の維持・強化

鉄道駅周辺等は、地域特性や将来の人口動態を考慮した暮らしに必要な機能を集約

■ 効果とする指標(案):◎ (参考とする指標:○)

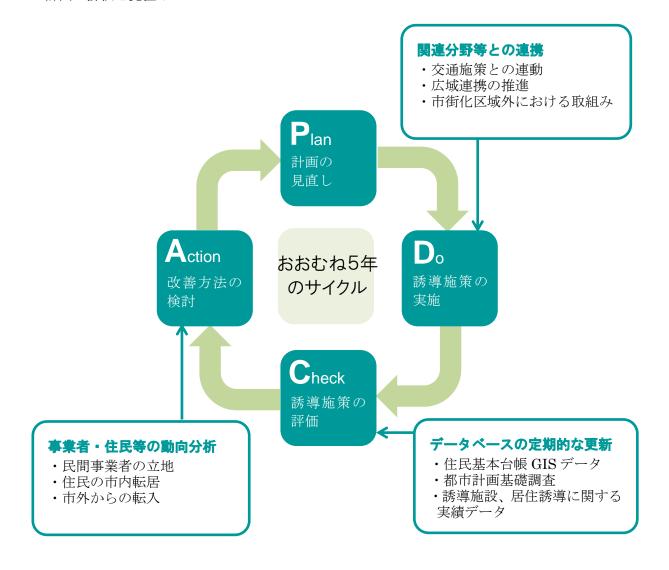
指標	現況	目標 [※] (関連計画の抜粋)	備考
35 地区を基盤とする地域づくり			
◎地域で行われている活動や	21 60/		
ボランティア活動に参加している	31.6% かに参加している (H28)		総合計画
市民の割合	(пго)		
都市の健康寿命延伸と生涯を通じた健康	づくり		1
◎高齢者のための環境やサービスが	56. 7%	61. 2% (H32)	地方創生
充実していると思う市民の割合	(H26)	01. 270 (H32)	総合戦略
○健康寿命	男 79. 51 歳 女 84. 21 歳	延伸(H32)	総合計画
○ (建脉分 叫)	(H25)	延押(1102)	心口可凹
○かかりつけ医療機関を持っている	89. 8%	92. 3% (H32)	総合計画
割合(高齢者)	00. 070	32. 370 (1102)	心口口凹
都市圏の中心としての中心市街地の魅力	向上		T
◎中心業務ゾーンにおける事業所数	1, 814 事業所	1,814 事業所(H32)	総合計画
○新規創業者数	_	200件/5年(H32)	総合計画
○中心部5地区 [※] の人口推移	14 140 1 (1100)	14, 368 人(H32)	地方創生
(第1、第2、第3、東部、中央)	14, 149 人(H26)		総合戦略
	2 70/ (1100)	3. 7% (H37)	総合交通
○中心市街地人口割合 	3. 7% (H22)	現況維持	戦略
機能の誘導と連携して、拠点間を結ぶ公	共交通の維持・強化		
◎公共交通利用者数	約 23, 500 人/日(H23)	約 27, 300 人/日 (H37)	総合交通
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	赤り 23, 300 人/ ロ (□23 <i>)</i>	現況の 16. 2%増	戦略
○敗絶バフ(幹絶)利田孝粉	※ 2 000 1 / □ (□2E)	約 2, 500 人/日(H37)	総合交通
○路線バス(幹線)利用者数	約 2,000 人/日(H25)	現況の 25.0%増	戦略
○交通手段分担率	約 68.5% (H2O)	約 61.8% (H37)	総合交通
○ 又 四 丁 段 万 但 学	赤y UO. U 70 (□ZU <i>)</i>	現況の 6. 7%減	戦略
鉄道駅周辺等は、地域特性や将来の人口動態を考慮した暮らしに必要な機能を集約			
	約 33, 700 人/9h(H21)	約 45, 000 人/9h (H37)	総合交通
◎まちなか歩行者数 	対ソ OO, /UU 八/ 岁II (口ZI)	水3 4つ, UUU 人/ 8日(日37)	戦略

[※]誘導により期待される効果は、関連する計画に位置付けられた目標・指標を活用して把握します。 おおむね5年ごとの評価・見直しにあたり、関連計画との整合を図りながら、効果を検証します。

(4) 計画の評価と見直し

おおむね5年ごとに誘導状況や取組みの効果を評価し、必要に応じた計画の見直しや施策の 改善等を行います。

■計画の評価と見直し



3 地区別意見交換会の取組状況と活用方法について

(1) 取組状況

市内各地域における現状や課題を整理し、市域全体を支える都市構造を見据えた計画とするため、平成29年9月から、第2次地域づくり実行計画に基づき、地域づくりセンター等との連携により、35地区において、職員等との意見交換や住民説明会を開催しています。

区分	地区等	
意見交換を実施	○町会長会、役員会等を活用	
(19地区)	城北、田川、鎌田、島内、神林、岡田、里山辺、入山辺、本郷、四賀、梓川	
(予定含む)	○関連する会議等を活用	
	中央、城東、新村、和田、内田、波田	
	○単独で開催	
	松南、中山	
職員等との意見交	第1、第2、第3、東部、安原、白板、庄内、島立、芳川、寿台、今井、安曇	
換を実施		
(12地区)		
その他 [調整中]	笹賀、寿、松原、奈川	
(4地区)		

(2) 現時点での主な意見

主な意見等

- ① 計画全般について
 - ・郊外部の切り捨てとならないような取組みの要望
 - ・すでに人口減少や高齢化に直面しているコミュニティの維持に向けた対応
 - ・自動車利用を前提とした生活の転換は難しく、自動車を利用しやすい環境の整備
- ② 土地利用の緩和等について
 - ・市街化調整区域における、地域の特色を活かした移住促進などに向けた土地利用緩和
 - ・地区計画制度等を活用した地域の活性化
- ③ 近年増加傾向にある空き家等の対策について
 - ・空き家の利活用策(移住先、若い世代の居住、店舗等)
 - ・危険な空き家の対策
 - ・急増する駐車場 (コインペーキング) に対する計画的な対応
- ④ 日常の移動手段確保について
 - ・免許返納した高齢者の移動手段の確保
 - ・公共交通の維持充実、次世代交通政策の推進
- ⑤ 高齢者の暮らしへの対応について
 - ・ 高齢者の生活支援 (日常の買い物や通院など)
 - ・介護施設等を利用しやすい環境整備(歩道整備、利便性を考慮した施設配置)
 - ・地域包括ケアシステムとの連携

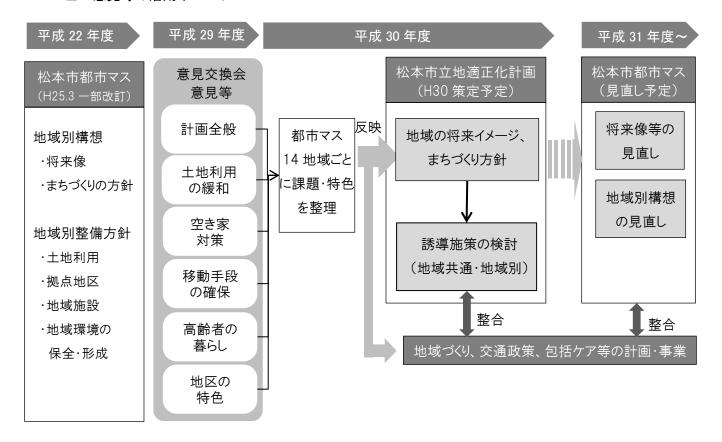
(3) 意見等の活用イメージ

本計画は35地区を基盤とした地域づくりを市域全体の土台としつつ、「コンパクトな市街地形成の取組み」と、歴史・文化や自然等の「松本の豊富な資源」を活かした都市づくりを推進し、「住む人」と「訪れる人」にとって魅力や活力にあふれる都市の構築を目指すものです。

都市全体を見渡し、対象区域外の暮らしも視野に入れて計画を策定するため、地区の意見や特色・課題を踏まえ、地域別の将来イメージやまちづくり方針等の追加を検討します。

また、追加した内容は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示した松本市都市計画マスタープランの見直し等に反映することも見据えています。

■ 意見等の活用イメージ



■ 主な意見等と検討課題

主な意見等	課題	
① 計画全般	居住誘導区域外及び市街化区域外の地域における	
	持続性のある暮らしのイメージとその実現方策	
② 土地利用の緩和等	居住誘導区域外及び市街化区域外のバランスのとれた	
	土地利用制限のあり方(バランスのとれた立地基準等)	
③ 近年増加傾向にある空き家等	居住誘導区域の内と外における空き家等の対策のあり方	
の対策		
④ 日常の移動手段確保	公共交通のサービス水準の更なる充実、少ない移動需要への対応	
⑤ 高齢者の暮らしへの対応	移動手段のサポート(ソフト)、移動環境整備(ハード)	
	日常の暮らしの支援、地域コミュニティの持続	
⑥ 地区の特色	地区の特色(文化や歴史、景観、施設など)の活用	

(4) 松本市立地適正化計画の改訂案

居住誘導区域の設定等にあわせ、以下のとおり改訂します。

現在計画	改訂する計画(案)
1 「松本市立地適正化計画」とは	1 「松本市立地適正化計画」とは
2 本市を取り巻く状況	2 本市を取り巻く状況
3 都市の将来像と誘導の進め方	 3 都市の将来像と誘導の進め方
(1) 計画のねらい	(1) 計画のねらい
(2) 将来の都市構造	(2) 将来の都市構造
(3) 拠点の特性と区域設定等の考え方	(3) 区域設定等の考え方
(4) 都市機能等の誘導方針	(4) 都市機能等の誘導方針
4 都市機能誘導区域等の設定	4 都市機能誘導区域等の設定
(1) 都市機能誘導区域の位置付け	(1) 都市機能誘導区域の位置付け
(2) 都市機能誘導区域の設定	(2) 都市機能誘導区域の設定
(3) 誘導施設の設定	(3) 誘導施設の設定
(4)誘導施策	(4)誘導施策
5 都市機能誘導区域等のまとめ	5 居住誘導区域の設定
6 居住誘導区域の考え方	(1) 居住誘導区域の位置付け
(1) 居住誘導区域の位置付け	(2) 居住誘導区域設定の設定
(2) 居住誘導区域設定の考え方	(3)誘導施策
(3)誘導施策	6 誘導区域等のまとめ
7 連動して進める取組み	7 連動して進める取組み
(1) 交通施策との連動	(1) 交通施策との連動
(2) 広域連携の推進	(2) 広域連携の推進
(3) 市街化区域外における取組み	8 地域別の取組み
	※松本市都市計画マスタープランの地域区分と
	の整合を図ることを検討予定
	(1) 中央部地域、(2) 中央北部地域
	(3) 東山北部地域、(4) 東山中部地域
	(5) 東山南部地域、(6) 南部地域
	(7) 中央南部地域、(8) 河西北部地域
	(9) 河西南部地域、(10) 四賀地域
	(11) 安曇地域、(12) 奈川地域
	(13) 梓川地域、(14) 波田地域
8 計画の推進に向けて	9 計画の推進に向けて
	(1)目標値の設定
	(2) 計画の評価と見直し

平成29年度 第3回松本市都市計画策定市民会議参考資料

目 次

(1)	松本市地域公共交通網形成計画	. 1
(2)	人口密度の算出方法と目安	. 2
(3)	居住誘導区(案)の面積と人口	. 3
(4)	人口規模の目安	, 4
(5)	人口密度の目標設定	. 5



(1) 松本市地域公共交通網形成計画

松本市地域公共交通網形成計画では、バス路線を中心市街地路線、幹線、支線、地域主 導型公共交通等に階層化し、維持・充実や需要に応じた運行の方針を示しています。

バス路線再編事業の概要

徒歩圏に
居住誘導区域を
設定する

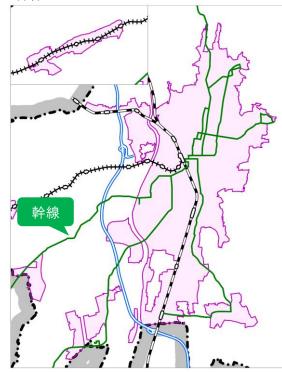
種別	路線	再編の方向			
	信大横田(横田信大)循環線	・土休日ダイヤの充実			
	北市内線	・現状維持を基本			
中心		・路線の再編			
市街地	タウンスニーカー	・東コースに松本城の追加、ダイヤ充実			
路線		(現行の 60 分間隔を見直し)			
	観光路線	・中心市街地を観光目的で周遊できる			
	住尤フしに合うが	路線を新設			
	浅間線(新浅間線)/美ヶ原温泉線/	・運行本数 平均1本/時間以上を確保			
幹線	寿台線/空港·朝日線/山形線	・通勤・通学用に 21 時以降のバスを運行			
	四賀線	・運行本数の現状維持			
		·交通拠点の検討·整備			
	支線	・交通拠点から先の交通手段の確保			
		・その他、路線の再編 等			
		・地域が主体となった運行の仕組みづくり			
	地域主導型公共交通等	・地域主導型公共交通等の			
	Weekley to be to be	運営組織づくりと運行 等			

資料:松本市地域公共交通網形成計画(平成28年2月)

中心市街地路線

中心市街地 路線

幹線

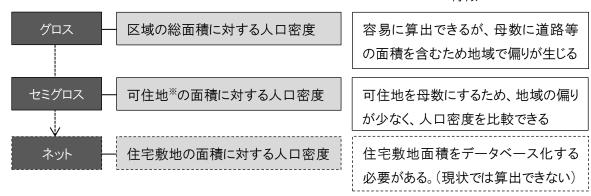


資料:時刻表 松本市 山形村(松本市地域公共交通協議会・アルピコ交通株式会社、2017年)

(2) 人口密度の算出方法と目安

【人口密度の算出方法】

特徴



※可住地とは、次の土地を除いた土地のこと。「水面」、「その他の自然地」、「商業用地」及び「工業用地」の内で敷地面積1ha以上の大規模施設用地、「公共・公益用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「その他公的施設用地」、土地利用状況に関係なく全ての工業専用地域。

市街化区域のグロス・セミグロス人口密度の比較

	面積	H27人口	人口密度
	(ha)	(人)	(人/ha)
グロス	4,008	162,533	40.6
セミグロス	2,459		66.1

STEP3 のイでは、セミグロス人口密度 60 人/ha を目安として利用

注: グロス面積は公表値、セミグロス面積と人口は 100m メッシュ単位で集計したデータ

【人口集中地区(DID)】

・統計データに基づいて以下の基準により**都市的地域を定めたもの**で、総務省が昭和35年の国勢調査以来、各回の調査で設定しています。

人口集中地区の基準(グロス人口密度)

- 1) 原則として人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互い に隣接して、
- 2) それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域

【都市計画の目安】

・都市計画法運用指針では、市街化区域の**住宅用地の面積を定める際の人口密度の目安**が示されています。(セミグロス人口密度等)

区域	人口密度の目安
土地の高度利用を図るべき区域	100 人/ha 以上
その他の区域	80 人/ha 以上
土地利用密度の低い地域	60 人/ha 以上
地域の実情に応じて、上記の人口密度を	40 1 /1 121 5
適用しがたい場合に最低限守るべき目安	<u>40 人/ha 以上</u>

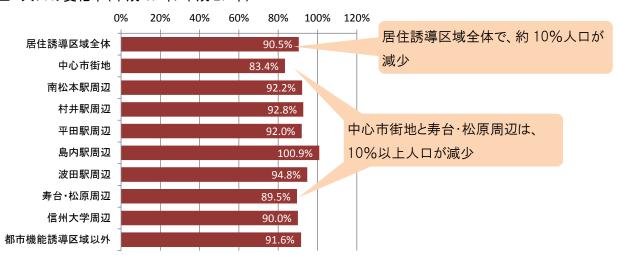
(3) 居住誘導区(案)の面積と人口

■ 居住誘導区域の面積及び人口

Г			面	積		現在(H27)		将	丹来(H47趨勢	·)
	区域		グロス	セミグロス	H27	グロス 人口密度	セミグロス 人口密度	H47 (趨勢)	グロス 人口密度	セミグロス 人口密度
			(ha)	(ha)	(人)	(人/ha)	(人/ha)	(人)	(人/ha)	(人/ha)
₫	街化	区域	4,008	2,459	162,533	40.6	66.1	149,675	37.3	60.9
尼	住誘	導区域	1,960	1,228	87,610	44.7	71.3	79,254	40.4	64.5
Т	+17	中心市街地	322	186	14,766	45.9	79.5	12,321	38.3	66.4
	都市	南松本駅周辺	125	57	4,582	36.7	79.8	4,224	33.9	73.5
	機	村井駅周辺	64	36	1,851	28.8	51.8	1,717	26.7	48.1
	能	平田駅周辺	22	14	436	19.5	32.2	401	17.9	29.6
	誘	島内駅周辺	40	27	1,809	44.7	67.8	1,825	45.1	68.4
	導区	波田駅周辺	54	26	687	12.7	26.3	651	12.0	24.9
	域	寿台•松原周辺	29	12	1,224	42.9	98.6	1,096	38.4	88.3
		信州大学周辺	94	23	1,905	20.2	83.2	1,715	18.2	74.9
	都市	機能誘導区域外	1,209	848	60,350	49.9	71.2	55,304	45.8	65.2

注: グロス面積は計測値、セミグロス面積及び人口は 100 メッシュを単位とした集計値

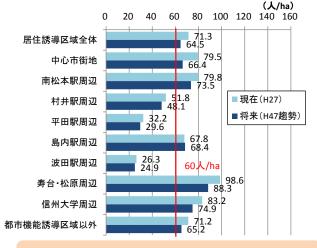
■ 人口の変化率(平成 47 年/平成 27 年)



■ グロス人口密度の比較

(人/ha) 0 20 40 60 44.7 40.4 居住誘導区域全体 45.9 38.3 中心市街地 南松本駅周辺 28.8 26.7 ■現在(H27) 村井駅周辺 ■将来(H47趨勢) 19.5 17.9 平田駅周辺 島内駅周辺 44.7 45.1 12.7 12.0 波田駅周辺 40人/ha 42.9 38.4 寿台•松原周辺 信州大学周辺 都市機能誘導区域以外

■ セミグロス人口密度の比較



居住誘導区域全体の将来人口密度(すう勢)は、 グロス約 40 人/ha、セミグロス約 65 人/ha となる 村井駅周辺、平田駅周辺、波田駅周辺は、現状の 人口密度がすでに 60 人/ha を下回っています

資料: 100mメッシュ人口データ (松本市)、平成 25 年都市計画基礎調査

(4) 人口規模の目安

■ 国土交通省資料

3. 目指すべき都市構造

🤐 国土交通省

- 商業・医療・福祉等の機能が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に応じて、以下のような圏域人口が求められる。
- これら機能が自律的に立地するような人口が維持されるとともに、人口規模に応じてこれら機能の適正な数・規模の立地を目指すべきである。

周辺人口規模



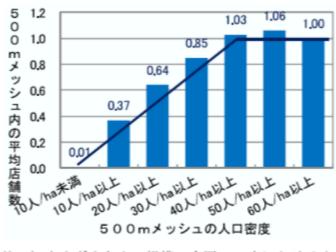
※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

専門家ブレゼンテーションより国土交通省作成

17

■ 野村総合研究所資料(NRI Public Management Review)

図表2 小売店舗の立地場所と立地密度の関係



小売店舗の立地状況の分析結果を見ると、人口密度 40 人/haは、施設が立地するか否かの目安と捉えることもできる。

- 注1) さまざまな人口規模の全国 10 市における立 地状況を分析した
- 注2) 小売店舗は、スーパーマーケットとコンビニ エンスストアを指す

出所)iタウンページをもとに NRI 作成

(5) 人口密度の目標設定

計画の目標指標として設定する人口密度は、以下のとおりとします。

- ○都市全体の居住誘導の状況を把握するための指標:居住誘導区域全域の人口密度
- ○地域ごとの居住誘導の状況を把握するための指標:すでに設定した都市機能誘導区域をもとに、区域の連続性や特性を考慮した6つのエリアの人口密度

・現状のまま推移すると、市街化区域のグロス人口密度は 40 人/ha を下回ると推計されます。

■ 居住誘導区域エリア別の人口密度

■ 店住誘导区域エッアがの入口省及												
	面積		現在(H27)		将来(H47趨勢		将来(H47目標)					
区域	グロス	セミグロス	H27	グロス 人口密度	セミグロス 人口密度	H47 (趨勢)	グロス 人口密度	セミグロス 人口密度	H47 (目標)	グロス 人口密度	目標密度 設定方針	差分
	(ha)	(ha)	(人)	(人/ha)	(人/ha)	(人)	(人/ha) <mark>/</mark>	(人/ha)	(人)	(人/ha)		(人)
市街化区域	4,008	2,459	162,533	40.6	66.1	149,675	37.3	60.9	_	_	_	_
①中心市街地•信大	1,123	682	51,576	45.9	75.6	45,937	40.9	67.3	51,576	45.9	現状維持	5,639
②南松本	191	103	7,999	42.0	77.8	7,415	38.9	72.1	7,622	40.0	引き上げ	207
③村井•平田	249	167	10,224	41.0	61.1	9,412	37.8	56.2	9,964	40.0	引き上げ	552
④島内	105	75	4,994	47.6	66.3	5,070	48.3	67.3	4,994	47.6	現状維持	(76)
⑤波田	157	110	4,840	30.8	44.1	4,554	29.0	41.5	5,493	35.0	引き上げ	939
⑥寿台・松原	135	91	7,977	59.0	87.8	6,866	50.8	75.6	7,977	59.0	現状維持	1,111
居住誘導区域計	1,960	1,228	87,610	44.7	71.3	79,254	40.4	64.5	87,626	_	_	8,372

誘導区域内へ誘導が必要な人口

- ・目標達成(誘導区域内の人口維持等)のため、区域内へ誘導すべき理論値です。
- ・将来人口を再計算し、実現可能性を検証します。

【参考】

転入転出状況(H26.10.1~H27.9.30)

市内移動 2,791 人/年 (市内の他地区からの転入や他地区への転出) 市外移動 9,578 人/年 (市外からの転入や市外への転出)

目標値の設定案

・H27 年国勢調査を基準とした推計値(社会・人口問題研究所)が公表された後に、 再計算したうえで確定します。

■ 参考:都市機能誘導区域別の人口密度

	面積			積	現在(H27)			将来(H47趨勢)			将来(H47目標)				
	区域		グロス	セミグロス	H27	グロス 人口密度	セミグロス 人口密度	H47 (趨勢)	グロス 人口密度	セミグロス 人口密度	H47 (目標)	グロス 人口密度	目標密度 設定方針	差分	
			(ha)	(ha)	(人)	(人/ha)	(人/ha)	(人)	(人/ha)	(人/ha)	(人)	(人/ha)		(人)	
市往	化区均	域	4,008	2,459	162,533	40.6	66.1	149,675	37.3	60.9	-	_	_	_	
居住	誘導[区域	1,960	1,228	87,610	44.7	71.3	79,254	40.4	64.5	87,610	44.7	現状維持	8,356	
Ш.	_ 中	¹ 心市街地	322	186	14,766	45.9	79.5	12,321	38.3	66.4	14,766	45.9	現状維持	2,445	
 	南	松本駅周辺	125	57	4,582	36.7	79.8	4,224	33.9	73.5	4,989	40.0	引き上げ	765	
	機村	井駅周辺	64	36	1,851	28.8	51.8	1,717	26.7	48.1	2,575	40.0	引き上げ	858	
		田駅周辺	22	14	436	19.5	32.2	401	17.9	29.6	894	40.0	引き上げ	493	
	秀 島	内駅周辺	40	27	1,809	44.7	67.8	1,825	45.1	68.4	1,809	44.7	現状維持	(16)	
Ä	皇 波	田駅周辺	54	26	687	12.7	26.3	651	12.0	24.9	2,168	40.0	引き上げ	1,517	
l t	I ==	台•松原周辺	29	12	1,224	42.9	98.6	1,096	38.4	88.3	1,141	40.0	引き上げ	45	
		州大学周辺	94	23	1,905	20.2	83.2	1,715	18.2	74.9	3,767	40.0	引き上げ	2,052	
都	市機能	能誘導区域外	1,209	848	60,350	49.9	71.2	55,304	45.8	65.2	55,501	45.9		197	
		居住誘導区域計	1,960	1,228	87,610	44.7	71.3	79,254	40.4	64.5	87,610	_	_	8,356	

・都市機能誘導区域は、区域全体の面積にばらつきがあり、公共・公益用地(信州大学等)等の非可住地が占める割合が 異なることから、グロス人口密度(区域の総面積に対する人口密度)とセミグロス人口密度(可住地面積に対する人口密度)の 差が大きな区域もあります。

[・]波田地区の現在のグロス人口密度は、すでに 40 人/ha を下回っています。

都市計画市民会議 追加資料

30.2.22

建設部都市政策課

これまでの主な意見と対応方針

H29.10.13 平成29年度 第2回松本市都市計画策定市民会議

主な意見	対応方針
(1) 国は、市街化区域の5割程度に居住 誘導区域を設定することが望ましいと 指導している。 狭ければ良いと言うことではなく、 今後の人口減少と将来的な人口密度の 維持を考慮したうえで、区域を設定し た方が良い。	(1) 住民基本台帳データをもとに将来 人口を推計したうえで、都市機能や公 共交通の持続性を高めるために、現状 程度以上の人口密度が維持できる範 囲を再検討しました。
(2) 居住誘導のボリューム感をイメージできるように、人口や人口密度を示した方が良い。 人口密度の目標は、居住誘導区域全体だけでなく、都市機能誘導区域ごとに検討するなど、地域の特性に応じて検討した方が良い。	(2) 地域の特性を踏まえ、居住誘導区域 全体と6つのエリアに分けて、人口密 度を検討しました。 計画の実現性を考慮して、エリアご とに人口密度の目標設定を検討しまし た。
(3) 一定の距離 (半径500m、半径3 00m) だけを条件として、区域界を 設定することに問題ないか。	(3) STEP4の作業として、地形地物 や用途地域界により、区域界を検討し ました。

H29.11.27 平成29年度 第3回松本市都市計画策定庁內連絡会議

主な意見	対応方針
(1) 地区別意見交換会は、特定の人に偏らないように、開催方法等を配慮した方が良い。	
(2) まとまった農地や土地区画整理事業 地の取扱いについて	(2) STEP3の検討として、居住誘導 区域に追加する区域を再検討しました。

H30.1.30 第49回松本市都市計画審議会

主な意見	対応方針
(1) 地区ごとに説明を行うだけでなく、 生活を守るための対応を検討すること も必要。 特に、郊外部の生活を守る視点を含	(1) 地区の意見や特色・課題を踏まえ、 まちづくり方針等を計画に追加する ことを検討します。 また、今後の松本市都市計画マスタ
めて、検討して欲しい。	ープランの見直しにあたっては、その 方針等に反映することを見据えます。

- (2) 人口減少を前提とするのではなく、 上向きの目標(理想)を掲げた方が良 い。
- (2) 計画は、超少子高齢型人口減少社会 に対応した持続可能な都市の形成を 実現するため策定するものです。

このため、計画の制度に基づき、国の将来人口推計(概ね20年後に人口が1割減少)に基づいて、目標を設定しました。